

## 大台ヶ原自然再生推進計画調査・森林再生手法検討部会設置要領（案）

### （名称）

1. 本会は、「大台ヶ原自然再生検討会 森林再生手法検討部会」（以下「部会」という。）と称する。

### （目的）

2. 部会は環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所が設置する「大台ヶ原自然再生検討会」のもと、主に大台ヶ原地域における森林再生手法に関する事項について検討し、「大台ヶ原自然再生推進計画」の策定に資することを目的とする。

### （検討事項）

3. 部会においては、次の事項を検討する。
  - (1) 大台ヶ原地域における森林植生の再生目標の設定調査に関する事項
  - (2) 大台ヶ原地域の森林更新の促進手法の検討に関する事項
  - (3) 大台ヶ原地域の植生モニタリング調査に関する事項
  - (4) その他、本部会の目的を達するために必要な事項

### （部会の構成）

4. (1) 部会は、学識経験者、関係行政機関等のうちから、環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長（以下「事務所長」という。）と協議の上、(株)関西総合環境センター 取締役社長（以下「取締役社長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。
  - (2) 取締役社長は、必要と認める場合は、事務所長と協議の上、部会に委員以外の学識経験者、関係行政機関等の参画を求めることができる。

### （座長）

5. 部会に座長を置き、委員の中から互選により選出する。

### （運営）

6. 部会の運営に関する事務は、(株)関西総合環境センターにおいて行う。

### （情報公開）

7. 部会は、公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護等、慎重な取扱いを必要とする情報については、非公開とする。

### （任期）

8. 委員の任期は、平成15年3月20日までとする。

### （附則）

9. この要領は、平成14年 月 日から施行する。